

【Q&A（流山市中小企業者等物価高騰対策エネルギー料金支援金）】

Q1.記入間違いをした場合の訂正方法を教えてほしい。

A1.お手数をおかけしますが、再度 1 から「書き直し」してください。

※二重線や訂正印による修正はできません。

Q2.契約している電力・ガス会社が請求書しか発行できない場合はどうするのか

A2.電力・ガス会社が発行する請求書（紙・Web）と請求金額が引き落としされたことがわかる書類（通帳の引き落としがわかる頁と口座名義人が確認できる頁のコピー等）を添付いただき、申請ください。

Q3.電力・ガス会社が Web 領収書しか発行できない場合はどうするのか

A3.Web 領収書画面を印刷したものを添付いただき、申請ください。

Q4. 市内に複数の事務所があるが、複数申請することは可能か。

A4. 複数申請することはできません。必ず、事業者ごとに一括して申請してください。複数事務所等のエネルギー料金を合算した金額で申請してください。

Q5.自宅と事務所が同じ建物で電気・ガスの契約が一緒の場合、どのように計算するのか

A5.直近の確定申告書を参考に、事業用のエネルギー料金として経費計算した比率を、今回申請する電力またはガス料金の領収書の金額に乗じて計算してください。 その場合、計算根拠がわかる書類として、領収書の空欄に記載するか、別途書類を添付してください。

Q6.世帯主が契約主で、妻が自宅で喫茶店を営む場合、領収証宛名が違うがよいか。

A6.申請者名と領収書宛名が違う場合は、関係性がわかる書類を添付してください。

例：住民票（世帯主と妻の名前が記載されており、住民票氏名・住所と領収書氏名・店舗所在地が一致していることが確認できる。）

Q7. テナントを借りて営業しており、エネルギー料金は電気・ガス会社ではなく、ビルオーナーへ支払を行っているが、対象になるか。また、添付書類は何を出せばよいか。

A7. ビルオーナーがエネルギー料金を一括して支払っており、オーナーへ料金を支払っている場合にも、本支援金の対象になります。また、添付書類はオーナーからの領収証を提出して下さい。

請求書のみの場合、請求金額が引き落とされたことがわかる書類（通帳のコピー等）も合わせて添付が必要となります。

Q8. 電気とガス料金が同一の請求である場合は、合算した金額で支援金額を算定していいのか。

A8 請求が同一の場合も、対象料金は電気またはガス料金のどちらかとなります。

内訳や使用料等を参考に1か月分の電気・ガス料金を算定してください。その場合、計算根拠がわかる書類として、領収書の空欄に記載するか、別途書類を添付してください。

Q9. エネルギー料金について上限と下限はあるのか。

A9. 上限は 10 万円、下限は 2 万円となります。

上限の 10 万円を超える場合は 10 万円で計算し、20 万円の支給となります。

下限の 2 万円を下回る場合は対象外です。

Q10. 添付書類の中で用意できない書類があるが、どうすれば良いか。

A10. 添付書類の中で用意できない書類がある場合については代わりに証明となる書類の提出をお願いしております。ご不明な点がございましたら流山市役所商工振興課にご連絡ください。

Q11. 申請書兼請求書の誓約事項に「流山市中小企業者等物価高騰対策エネルギー料金支援金交付規則第 3 条に規定する支援対象者の要件」とあるが、これは何を指すのか。

A11. 次の①～④全てを満たす中小企業者等を指します。

- ①令和 8 年 1 0 月 2 0 日時点で、市内に事務所等を有していること
- ②申請日時点で、市内に事務所等を有して 2 か月以上経過していること
- ③流山市税の滞納がないこと
- ④代表者・役員が暴力団に属していないこと
- ⑤政治的活動・宗教的活動を行う事業者等でないこと
- ⑥会社更生法による再生手続開始の申立てがなされている事業者等でないこと

Q12. 対象経費は税抜き、税込みどちらの金額を記載するか。

A12. 税込みの金額を記載して下さい。領収書に税込価格が書いてある場合はその金額を記載し、書いていない場合は申請者ご自身で税抜き金額から税込金額（小数点以下切上）を算出してください。

Q13. 登記上は市外だが、市内に事務所等を有している場合、支援金の対象となるか

A13.対象となります。申請者と所在地がわかる書類を添付して申請してください。

例：確定申告の事業所所在地がわかる部分（写）、登記簿謄本（写）、賃貸借契約書（写）等

Q14. 個人事業主で店舗は市内にあるが市外に居住している場合、支援金の対象となるか。

A14. 対象となります。申請者と所在地がわかる書類を添付して申請してください。

例：確定申告の事業所所在地、不動産登記簿謄本、賃貸借契約書等

Q15. 市内に居住しているが、店舗は市外にある。支援金の対象となるか。

A15. 対象外となります。本支援金は市内で事業活動を行っていることが要件となります。

Q16. 事務所では電灯（従量電灯）と動力（低圧電力）の2契約しているが、各契約で複数申請することは可能か。

A16. 一つの事務所で電力会社と複数契約をしている場合は、金額を合算して1回で申請してください。申請は1事業者あたり1回のみです。

Q17. 市内の本店以外に市外の事業所があるが市外の事業所に係る電気料金は対象になるか。

A17. 市外の事業所は対象外です。

Q18. 市内の農業事業者は対象でしょうか。

A18. 農業を主たる事業としている個人又は法人、並びに認定農業者は対象外となります。認定農業者に対しては、別途、「流山市農林水産業の振興に関する補助金等交付規則」に基づき物価高騰支援事業がありますので、農業振興課にお問合せください。

Q19. 流山市中小企業者等物価高騰対策エネルギー料金支援金を受給した場合、他の支援金などは対象外になってしまうのか。

A19. 他の支援金の対象要件等によって異なるため、そちらをご確認下さい。
なお、他支援金等を受給した場合でも、本支援金を申請することは可能です。

Q20. 窓口（又は郵送）で申請は可能か。

A20. 流山市役所商工振興課（〒270-0192 流山市平和台 1-1-1）の窓口又は郵送で申請が可能です。窓口の場合、9 時～16 時 30 分。

Q21. 申請書はどこで入手できるのか。

A21. 申請は、下記のとおり、電子申請により行うことができます。

https://apply.e-tumo.jp/city-nagareyama-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=64690

紙での申請の場合は、申請書は市ホームページでダウンロードすることが可能です。ダウンロードが難しい場合は、市商工振興課の窓口にて配布します。

Q22. 確定申告を e - Tax で実施した場合はどうすれば良いか。

A22. e - Tax による申告の場合は「受信通知」を添付してください。

Q23. 法人設立は令和 8 年 10 月 21 日以降だが、それ以前から個人事業主として事業を営んでいる。この場合は対象となるか。

A24. 個人事業主として令和 8 年 10 月 20 日以前から市内において法人化以降と同じ事業を営んでいれば対象となります。その場合は、商業登記簿のほか、個人事業の廃業届等、個人事業としての営業期間が分かる書類を提出してください。

Q24. 市外の事業所で令和 8 年 10 月 21 日以前から事業を行っており、市内に事業所を移転したのは令和 8 年 10 月 20 日以降である。この場合は対象となるか。

A24. 令和 8 年 10 月 20 日以前から、市内で事業を行っていることが要件となっているため、対象外となります。

Q25. 個人でアパートを経営しており、アパートの共用部分の電気代を自身が負担し、経費計上しているが、家賃収入について、所得税青色申告決算書（不動産所得用）に計上している。本支援金の対象となるのか。

A25. 不動産管理業を営んでいる個人事業主として、共用部分の電気料金であることが明らかであれば対象になります。

Q26. 「1 か月分」とあるが具体的な使用期間はいつを指すのか

A26. 会社により使用期間が異なります。「電気料金等領収証」の但書に「令和8年●月分料金」と記載のある領収書の使用期間を指します。会社によって記載が異なりますので「令和8年●月分」の記載がない場合は、各月の1日を含む使用期間の領収書の金額を「1 か月分」の基準とします。

Q27. みなし大企業は対象となるか。

A27. 対象となります。

Q28. 登記簿謄本の取得年月日について制限はあるか。

A28. 直近3か月以内に取得したものを提出してください。

Q 29. 個人事業主で確定申告書はどこまで添付すればよいのか。

A 29. 【青色申告の場合】直近の確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書（写）

【白色申告の場合】直近の確定申告第一表及び収支内訳書（写）

※収受日付印が押印されていること

※e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付。直近 3 か月以内に取得したものを提出してください。

Q 30. なぜ指定管理者制度で管理している施設は申請できないのか。

A 30. 指定管理者制度により管理を行っている事務所の電気料金の補填等については、市の当該施設担当課と協議をいただきますよう、お願い申し上げます。